

29日機輸通投第224号  
平成29年11月16日

組合員各位

日本機械輸出組合  
専務理事 倉持 治彦

**国際税務対策セミナー**  
**「外国子会社合算税制の改正及びデンソー最高裁判決と実務への影響」**  
**開催のご案内**

拝啓 時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当組合の活動に格別のご理解とご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、日本機械輸出組合では、長島・大野・常松法律事務所パートナーの藤枝純氏及びKPMG税理士法人パートナーの角田伸広氏を講師にお招きし、国際税務対策セミナー「外国子会社合算税制の改正及びデンソー最高裁判決と実務への影響」を開催する運びとなりましたので、ご案内申し上げます。

我が国の外国子会社合算税制（CFC税制）は平成29年度税制改正により約40年ぶりに改正されました。これは、2015年にOECDにより発表され、G20首脳会議において正式承認されBEPS（税源の浸食及び利益移転）プロジェクト最終報告書の行動計画3の勧告を受けたものです。同改正は外国子会社ベースで平成30年度から本格実施になりますが、今後は、タックスヘイブン等の軽課税国にある海外の子会社（ペーパーカンパニー、キャッシュボックス等）を利用した利益移転、すなわち、課税逃れ対策が強化されます。改正CFC税制への対応に関しては、在軽課税国（例・シンガポール）の地域統括会社が当該税制の対象とされるか等ご関心のメンバー会社もいらっしゃるかと存じます。

そこで本セミナーでは、12月上旬に出版予定の『タックスヘイブン対策税制の実務詳解』を基に、改正CFC税制への対応に関する情報を整理し提供いたします。先ず、従来のCFC税制について述べた後、改正CFC税制の実務への影響及び対応についてご説明致します。その後、シンガポールの地域統括会社にCFC税制が適用されるか否かが争われたデンソー事案の最高裁判決を基に、「主たる事業基準」の判断基準について解説いたします。

両講師による解説が会員企業の皆様の改正CFC税制への実務対応のみならず、中・長期的なBEPS対策としての全社的な体制作り等の一助となれば幸甚です。

ご多忙のこととは存じますが、万障お繰り合わせの上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

日 時： 平成29年12月18日（月） 14：00～16：30  
（開場13：30）

場 所： 機械振興会館 地下2階ホール  
（東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館 地下2階ホール）  
<http://www.jspmi.or.jp/kaigishitsu/access.html>

テーマ： 「外国子会社合算税制の改正及びデンソー最高裁判決と実務への影響」

第1 平成29年度 CFC 税制改正の解説

1. 平成29年度税制改正までの背景・経緯
2. 主要な改正点
3. 平成29年度税制改正の実務への影響
  - (1) 特定外国関係会社への妥当性
  - (2) 調査重視の税制へ

第2 デンソー最高裁判決の解説

1. 事案の概要
2. 主要な争点
3. 最高裁判決の判断内容
4. 最高裁判決の実務への影響
  - (1) 地域統括業務と株式の保有に係る事業との関係
  - (2) 主たる事業の判断基準
  - (3) 「事業基準」を満たす2種類の地域統括会社

プログラム概要(仮):

- 14:05~15:00: 講演 前半  
15:00~15:15: 休憩  
15:15~16:10: 講演 後半  
16:10~16:30: 質疑応答

(諸事情により、講演内容を一部変更させていただく場合がございますので、予めご承知おき下さい。)

講師： 長島・大野・常松法律事務所 パートナー 藤枝 純 氏  
KPMG税理士法人 パートナー 角田 伸広 氏

【講師紹介】

藤枝 純(ふじえだ あつし)氏

長島・大野・常松法律事務所 パートナー 弁護士 ニューヨーク州弁護士  
一般企業法務、税務訴訟、調査対応、相互協議案件(移転価格事案等)等を多数手がけ、主な移転価格案件としては、本田技研工業株式会社に対する課税処分の訴訟手続での取り消し及び武田薬品工業株式会社に対する課税処分の審査請求手続での取り消しがある。University of California, Los Angeles卒業(LL.M.)。2013年4月より2016年3月まで東京大学大学院法学政治学研究科客員教授(国際租税法等)。日本機械輸出組合 国際税務研究会委員。

角田 伸広(つのだ のぶひろ)氏

KPMG税理士法人 パートナー 税理士 経営法博士

国税庁において国際業務課長及び相互協議室長等、東京・大阪国税局において課税第1部長、調査第1部長及び国際情報課長等を歴任し、二重課税回避、情報交換、移転価格調査及び事前確認等の執行等を行う。OECD租税委員会及びUN国際租税協力専門家委員会においてOECDモデル租税条約、移転価格ガイドライン、UNモデル租税条約及び移転価格実務マニュアル等の改訂・策定の議論に参画。2013年KPMG税理士法人に入所。

会 費： 無料（組合員限定）  
当組合加盟企業リスト  
<http://www.jmcti.org/publication/kumiaiin.php3>

定 員： 120名

申込方法： セミナー参加ご希望の方は、12月15日（金）までに、当組合ホームページ下記URLよりお申し込み下さい。

<http://www.jmcti.org/jmhomepage/semminar/index.htm#cfc>

なお、勝手ながら、会場の都合により、先着順とさせていただきます。

\* 受講票等の発行はございませんので、セミナー当日は名刺を受付にお渡しください。

\* 講演内容のビデオ撮影、録音等は固くお断り申し上げます。

また、講演中のパソコン等の携帯機器の使用は他の聴講者のご迷惑となる場合がございますので、お控えください。

キャンセル方法： 下記事務局宛e-メール又は電話にてご連絡願います。

以上

ご不明な点がございましたら、下記事務局までご連絡下さい。

日本機械輸出組合 通商・投資グループ 担当：庫元（くらもと） 谷井  
03-3431-9348、Fax 03-3436-6455、<mailto:tohshi@jmcti.or.jp>